

会員及び会費に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第55条第2項の規定に基づき、公益財団法人日本公衆電話会（以下「本会」という。）の会員資格の取得又は喪失、会員の権利義務及び会費に関する事項を定めるものとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第2条 会員は、普通会员、賛助会員、協力会員の三種類とする。

2 普通会员

(1) 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社と公衆電話委託契約又は、公衆電話請負契約を締結しているもの（以下「公衆電話受託者」という。）であって、本会の目的に賛同して会費を納入したもの。

(2) 公衆電話受託者以外で、本会の目的に賛同して特に入会を希望し、会費を納入したもの。

3 賛助会員

本会の目的に賛同して本会の事業の維持・発展に協力し、その企画・遂行に経済的支援を行う企業、団体。

4 協力会員

第2項各号及び第3項以外のもので、本会の目的に賛同して特に入会を希望するものとし、統括支部長が認めたもの。

ただし、協力会員は役員・評議員になることはできない。

(入会手続)

第3条 所定の入会申込書に署名・押印し、支部に提出する。

(会員の管理)

第4条 会員の管理は、会員管理システム等により行う。

(会員資格の喪失)

第5条 会員資格の喪失は、次のいずれかによる。

(1) 会員が退会を申し出た場合

(2) 理由なく納入期限を過ぎて会費を納入しない者

(3) 第6条により除名された者

(会員の除名)

第6条 本会の会員としてふさわしくない行為があった者については、当該統括支部長の承認により除名することができる。

(会員の福利厚生)

第7条 普通会员は、別に定める福利厚生事業に基づく給付等を受けることができる。

(会員の責務)

第8条 会員は、本会の業務及び事業活動に協力しなければならない。

第3章 会 費

(会費の種類と金額)

第9条 会費は、会費と賛助会費とする。

2 会費は、年額1,200円とする。

ただし、第2条第2項第1号に定める会員は、同一支部内の2機目からは1機ごとに年額600円とする。

3 賛助会費は、1口につき年額1万円とし、口数は賛助会員の任意とする。

4 協力会員は、会費を納めることを要しない。

(入会時等の会費)

第10条 年度途中において新たに会員になった場合の会費及び会員名義の公衆電話機が増設された場合のその増設電話機に対する初年度の会費は、無料とする。

(会費の納入)

第11条 会費は、別に定める手続きにより納入しなければならない。

(会費の返還)

第12条 退会、除名等により会員資格を喪失した者に対しては、すでに納入した会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費の用途)

第13条 第9条の会費は、共益事業及び法人会計に使用する。

2 前項の他、毎事業年度における共益事業利益の50%以上を当該年度の公益目的事業に配賦する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年9月8日理事会議決)

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月15日理事会議決)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月13日理事会議決)

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。(平成27年11月20日理事会議決)

附 則

この規程は、令和元年6月7日から施行する。(平成30年3月16日理事会議決)